

**「(仮称)静岡市太陽光発電施設の
適正な設置及び維持管理に関する条例」**

検討事項

令和7年12月17日

設置規制区域の設定

太陽光発電施設の設置により、土砂災害や環境、景観等に大きな影響を及ぼすことが懸念される

以下の区域を「設置規制区域」として設定する。(条例第2条)

- ① 保安林・地域森林計画対象民有林(森林法)
- ② 地すべり防止区域(地すべり等防止法)
- ③ 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)
- ④ 砂防指定地(砂防法)
- ⑤ 土砂災害(特別)警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)
- ⑥ 鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)
- ⑦ 自然公園の特別保護地区・特別地域(自然公園法、静岡県立自然公園条例)
- ⑧ 南アルプスユネスコエコパーク登録地域の核心地域・緩衝地域(南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画)
- ⑨ 風致地区(静岡市風致地区条例)
- ⑩ 農業振興地域内の農用地区域・甲種農地又は採草放牧地・第1種農地又は採草放牧地(農業振興地域の整備に関する法律、農地法)
- ⑪ 景観法第8条に基づく静岡市景観計画で定めた重点地区(景観法)
- ⑫ 国指定名勝のうち名勝三保松原・名勝日本平の指定範囲(文化財保護法)

<設置規制区域設定の考え方>

⑧南アルプスユネスコエコパーク登録地域の核心地域・緩衝地域での影響

ユネスコエコパーク(生物圏保存地域)は、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的としたモデル的な地域である。区域内に太陽光発電施設を設置することにより、生態系の保全を図ることが困難になるおそれがある。

⑨風致地区での影響

都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守る必要がある。地区内に太陽光発電施設を設置することにより、周辺の風致への影響を与え、良好な風致景観の維持に支障を及ぼすおそれがある。

⑩農業振興地域内の農用地区域・甲種農地又は採草放牧地・第1種農地又は採草放牧地での影響

農用地区域は、農業上の利用を確保すべき土地として設定されている区域である。また、農用地区域以外の区域で、10ha以上の規模の一団の農地や農業公共投資の対象となった農地である第1種農地等は、良好な営農条件を備え、農地としての利用が優先される土地である。区域内に太陽光発電施設を設置することにより、豊かな田園風景の維持や洪水防止などの多面的機能に影響を及ぼすおそれがある。

※農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置する営農型太陽光発電は、災害や環境等に影響を及ぼすものではないため、対象施設から除く。
(条例第2条)

<設置規制区域設定の考え方>

①保安林・地域森林計画対象民有林区域での影響

保安林は、水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、要件を満たすものに限り、太陽光発電施設の設置は可能であるが、区域内に太陽光発電施設を設置することにより、設置そのものが、土砂災害等のリスクを増大させるおそれがある。また、水源の涵養等の公益的機能を減少させるおそれがある。

地域森林計画対象民有林は、森林所有者等が計画的に森林の育成や管理に努めるべき森林である。

太陽光発電施設を設置するために、区域内の森林を伐採することにより、土砂災害防止やCO₂の吸収や水源の涵養、生物多様性確保などの公益的機能が損なわれるおそれがある。

②地すべり防止区域、③急傾斜地崩壊危険区域、④砂防指定地での影響

区域内に太陽光発電施設を設置した場合、設置そのものが土砂災害等のリスクを増大させるおそれがある。

⑤土砂災害(特別)警戒区域での影響

区域内で土砂災害が発生した場合、施設が破損・崩落・流出等し、周辺や下流域の住民に著しい危険を及ぼすおそれがある。

⑥鳥獣保護区特別保護地区⑦鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域での影響

地区内に太陽光発電施設を設置する場合、工事中や設置後における樹木の伐採や水面の埋立てによる採餌場の消失、営巣地点の減少など、希少動植物の保全を図ることが困難になるおそれがある。

⑧景観法第8条に基づく静岡市景観計画で定めた重点地区での影響

重点地区は地区独自の良好な景観を形成しており、地区内に太陽光発電施設を設置することにより、周辺景観への影響を与え、独自の良好景観を損なうおそれがある。

⑨自然公園の特別保護地区・特別地域での影響

自然公園は優れた自然の風景地を保護するとともに、その中で自然に親しみ、生物多様性の確保に寄与することを目的に指定された公園である。区域内に太陽光発電施設を設置することにより、自然環境や景観への影響を与えるおそれがある。

⑩国指定名勝(名勝三保松原・名勝日本平)での影響

名勝は、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等その他名勝地で日本にとって芸術上、鑑賞上価値が高いもの」であり、その内重要なものを国が文化財保護法に基づき指定し保護している。太陽光発電施設の色彩や物理的な存在により、名勝地の持つ本来の風致景観と調和せず、著しい景観阻害の要因となるおそれがある。

設置規制区域内における設置許可基準

- 設置規制区域内への設置許可の申請があった場合は、太陽光発電施設が施行規則で定める基準等に該当していると認められるときに限り、許可する。(条例8条)

<設置許可の基準等(施行規則第6条)>

1. 市長が次に掲げる事項を定め告示する施設設置に関する基準に適合していること
 - (1)太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項
 - (2)太陽光発電施設の設置に係る自然環境の保全に関する事項
 - (3)太陽光発電施設と事業区域の周辺地域の景観との調和に関する事項
 - (4)太陽光発電施設の安全性の確保に関する事項
 - (5)太陽光発電施設の維持管理等の方法及び廃止後において行う措置に関する事項
 - (6)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
2. 関係法令による許認可等を必要とする場合、許認可等を受けていること
3. 条例第22条に規定する保証金の預入がされ、市との質権設定契約が締結されていること

<施設設置に関する基準骨子案>

(1) 太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項

- ・ 地盤の安定性の確保(地盤の勾配、擁壁の設置(切土等により崖が生ずる場合)・構造、法面の構造・保護等)
- ・ 排水施設の設置(能力・構造・調整池の設置)
- ・ 工事中における災害防止 ほか

(2) 太陽光発電施設の設置に係る自然環境の保全に関する事項

- ・ 必要最小限の森林伐採、残置森林面積、CO₂吸収量減少への対応
- ・ 動植物の生息・生育環境の保全(野生動植物の生息又は生育状況を把握の上、保全対策が措置されていること) ほか

(3) 太陽光発電施設と事業区域の周辺地域の景観との調和に関する事項

- ・ 斜面地における景観、独立峰等の景観、水面の景観
- ・ 法面の緑化
- ・ 反射光への対応
- ・ 色彩、材料 ほか

(4) 太陽光発電施設の安全性の確保に関する事項

- ・ 架台の基礎の地盤定着、太陽光モジュールの構造耐力上安全である架台の取り付け、耐久性(防摩もしくは摩損防止のための措置) ほか

(5) 太陽光発電施設の維持管理等の方法及び廃止後において行う措置に関する事項

- ・ 維持管理等計画に基づく適正な維持管理等
- ・ 維持管理等に要する費用の確保
- ・ 廃棄等費用の確保 ほか

(6) その他の事項

- ・ 騒音、柵塀の設置 ほか

実効性の確保

- 条例未遵守の抑止力とするため、罰則は行政刑罰である「罰金」とする。(条例第33条)
- 罰金を規定する他自治体の条例や罰金の規定を設けている本市条例(別紙のとおり)を参考に以下のとおりとする。

<罰金の内容>

金額	行為
50万円以下	措置命令に違反する
30万円以下	無許可・無届出で施設を設置する(変更無許可・変更無届含む) 虚偽申請・虚偽届出による施設を設置する(変更虚偽申請・変更虚偽届出含む)
20万円以下	報告や資料を提出しない／虚偽の報告をする 立入検査を拒否する／質問に対する答弁を拒否する又は虚偽の答弁をする

		兵庫県	愛知県瀬戸市	愛知県大府市	山梨県北杜市	大分県日出町	兵庫県丹波市	埼玉県美里町
施行日		平成29年3月23日 令和6年10月1日(改正)	令和元年10月1日	令和3年7月1日	令和6年12月11日	令和5年3月20日	令和6年4月1日	令和6年4月1日
金額	50万円以下	【罰金】 ・措置命令に違反した者						
	30万円以下	【罰金】 ・許可(変更許可)に違反して設置した者 ・偽りその他不正な手段により許可(変更許可)を受けた者 ・県が付した条件に違反した者	【罰金】 ・虚偽の申請により決定通知を受けて設置事業に着手した者 ・決定通知を受けることなく設置事業に着手した者	【罰金】 ・虚偽の申請により決定通知を受けて設置事業に係る工事をした者 ・決定通知を受けることなく設置事業に係る工事をした者				【罰金】 ・許可(変更許可)を受けず設備を設置した者 ・虚偽の申請により許可(変更許可)を受け設備を設置した者
	20万円以下	【罰金】 ・勧告に係る措置命令に違反した者	【罰金】 ・報告若しくは資料の提出をしない者 ・虚偽の報告、資料の提出をした者 ・立ち入り、調査を拒み、妨げ、忌避した者					【罰金】 ・定められた期限内に正当な理由なく報告せず、又は虚偽の報告をした者 ・立入検査を拒み、妨げ、忌避し、又は質問に対して答弁せず、虚偽の答弁をした者
	5万円以下	【罰金】 ・事業計画(事業計画変更・増設等工事)の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ・設置者の氏名等を変更する場合、その届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ・各届出に添付する近隣説明実施記録に虚偽の記載をして提出した者	【罰金】 ・協議・同意の内容変更について、虚偽の届出をした者 ・地域住民等への周知・意見聴取の状況について、虚偽の報告をした者	【罰金】 ・地域住民等への意見聴取状況について、虚偽の報告をした者 ・報告・資料の提出をしない者 ・虚偽の報告・資料の提出をした者 ・立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者	【罰金】 ・許可(変更許可)を得ず設備を設置した者 ・立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者 ・命令に従わない者	【罰金】 ・事業計画(事業計画変更・区域変更等工事)届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ・設置者の氏名等を変更する場合、その届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ・各届出添付する近隣説明実施記録に虚偽の記載をして提出した者	【罰金】 ・事業計画(事業計画変更)届出を提出せずに施設を設置した者 ・虚偽の事業計画(事業計画変更)届出を提出して施設を設置した者	【過料】 ・設置事業の周知に係る標識掲げない者 ・着手・完了、廃止・完了の届出をせず又は虚偽の届出をした者

実効性の確保 – 静岡市の条例における罰金規定 –

静岡市の条例で、太陽光発電施設設置に関連したもの(土地の開発や景観等)のうち、罰金規定がある条例は以下2つでいずれも**最大50万円以下**

※罰金規定がある条例は全36件(例規確認システムにて確認)

条例	規定
静岡市屋外広告物条例	<p>第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第26条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者</p> <p>(2) 不正の手段により第26条第1項又は第3項の登録を受けた者</p> <p>(3) 第29条の2第1項又は第29条の3第6項の規定による営業の停止の命令に違反して屋外広告業を営んだ者</p> <p>第37条の2 第20条第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第3条から第5条まで(第7条第6項の規定により適用される場合を含む。)又は第7条第5項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者</p> <p>(2) 第14条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者</p> <p>(3) 第19条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者</p> <p>(4) 第26条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(5) 第28条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者</p> <p>第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第23条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(2) 第29条の5第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第37条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第26条の7第1項又は第29条の3第3項の規定による届出を怠った者</p> <p>(2) 第28条の2の規定による標識を掲げない者</p> <p>(3) 第28条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者</p>
静岡市風致地区条例	<p>第15条 前条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第2条第1項又は第7条第1項の規定に違反して、第2条第1項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第6条第2項(第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付せられた条件に違反した者</p> <p>第17条 第13条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前3条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>

適正な維持管理等

<維持管理等の考え方(条例第16条)>

- 適正な維持管理の実施を徹底するために、太陽光発電事業者は、維持管理等計画を作成・公表し、当該維持管理等計画に従い、適正に維持管理等を行わなければならない。

<維持管理等の基準(施行規則第14条)>

1. 平常時

- 土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態を維持すること

2. 太陽光発電施設の周辺において土砂災害が発生した場合又は発生が想定される場合

- 速やかに太陽光発電施設の損壊、機械の故障、斜面又は土砂の崩落その他の周辺環境に影響を及ぼす状況を防止するために必要な措置を講ずること
- 必要に応じ、地域住民等及び関係自治体に対し情報提供できる体制が整備されていること

3. 土砂災害等により太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が発生した場合

- 速やかに復旧に必要な措置を速やかに講ずること
- 必要に応じ、地域住民等及び関係自治体に対し情報提供できる体制が整備されていること

※維持管理計画には、維持管理等の基準が遵守されていることに加え、維持管理に要する費用の確保状況等について記載された内容になっていることを施行規則に規定する。

廃止後の処分

- 廃止するときには、廃棄物とならないようリデュース(排出抑制)やリユース(再使用)することを優先し、それができない場合には、リサイクル(再資源化)の実施に努めることとする。(条例第21条)
- 適切に廃棄等費用を確保していることを保証するための保証金制度を導入する。

<保証金制度について>

- 太陽光発電施設の全部又は一部が設置規制区域内にある太陽光発電施設の設置をしようとする事業者は、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、廃棄等費用に係る現金(保証金)を金融機関に預入しなければならない。
- 保証金の額は、先進事例の神戸市を参照に検討する。
- 保証金に係る預金債権について市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、市に対抗要件を備えさせなければならない。
- 保証金の預入は、許可の際の条件とする。(許可を要しない既存施設には義務付けできない。)

既存施設(条例施行日前に設置の工事に着手した太陽光発電施設)

条例施行日より前に設置工事に着手した既存施設については、

- 経過措置として条例を適用しない手続
- 施行日まで及び施行日以降に必要な手続

を条例附則で規定する。

<条例を適用しない手続> (附則第2項)

設置規制区域内・外共通	設置規制区域内	設置規制区域外
<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書の提出 ・標識の掲示 ・維持管理等(適正維持管理義務除く) ・維持管理等に関する定期報告 ・大規模事業者の保険又は共済への加入 ・地位の承継 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置規制区域内における設置許可 ・変更許可 ・工事の着手等の届出 ・設置許可の取消 ・保証金の預入及び管理 ・保証金の預入に係る公表 ・保証金の使途 ・質権設定契約の解除等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の届出 ・事業計画の変更

<施行日まで及び施行日以降に必要な手続> (附則第3項～第13項)

設置規制区域内・外共通	設置規制区域内	設置規制区域外
<ul style="list-style-type: none"> ・適正維持管理義務 ・既存施設の標識の掲示(施行日までに) ・既存大規模事業者の損害賠償責任保険等への加入(努力義務) ・既存事業者の地位の承継 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置規制区域内の既存事業概要の届出(施行日までに) ・誓約書の提出(施行日までに) ・設置規制区域内の既存施設の維持管理等計画の作成・公表・届出(施行日までに) ※地域住民等に対する事業計画の内容説明、地域住民等の意見を踏まえた必要な措置(努力義務) ・維持管理等に関する定期報告 ・既存施設の変更許可(変更時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の維持管理等計画の作成・公表(努力義務)(施行日までに) ※維持管理等計画を変更した場合、変更後の維持管理等計画を公表(努力義務) ・事業計画変更届の提出(変更時)